公益財団法人先端医療振興財団臨床研究情報センター
「がん情報サイト　PDQ®日本語版」
ウェブサイト バナー広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、公益財団法人先端医療振興財団臨床研究情報センター「がん情報サイト　PDQ®日本語版」ウェブサイト（以下「がん情報サイト」という。）へのバナー広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　民間企業等が「がん情報サイト」にバナー広告を掲載し、「がん情報サイト」及び、公益財団法人先端医療振興財団臨床研究情報センターの名称を広告媒体として活用することにより、財団が新たな財源を確保し、「がん情報サイト」の翻訳配信の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条　この要綱において、バナー広告とは、「がん情報サイト」内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。

（広告の範囲）

第4条　「がん情報サイト」に掲載する広告、及び当該広告がリンクしているページの内容については、財団の広告媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

（１）公序良俗に反する恐れのあるもの

（２）政治性のあるものや選挙に関係するもの

（３）宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの

（４）個人・団体の意見広告と名刺広告

（５）社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

（６）人事募集、フランチャイズチェーンの募集にかかるもの

（７）法令等に違反する恐れのあるもの

ア 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告

イ 医療法・薬事法等の広告制限に抵触する恐れのあるもの

ウ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触する恐れのあるもの

エ 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触する恐れのあるもの

オ 健康増進法の誇大表示に抵触する恐れのあるもの

カ その他法令等に抵触する恐れのあるもの

（８）社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

ア 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用

するなど、公序良俗に反する広告

イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及び兵庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等

エ 貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業

オ 都道府県知事または市の許認可を受けていない、届け出をしていないなど各種手続きを行っていない社会福祉施設等の広告

カ 文部科学省・都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告（ただし、国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体は除く）

キ 青少年保護や健全育成に好ましくない広告

ク 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害の恐れのものや、差別を助長するもの

（９）消費者保護の観点から適切でないもの

ア　マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされる広告

イ　将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告

ウ　医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりなどする広告

エ　エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などで医療法上の診療科目以外の医療、施術、役務サービス業の広告

オ　自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現の広告

カ　投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるもの

（10）次に掲げる広告

ア　皇室関係の写真、紋章を使用した広告

イ　氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの

ウ　アマチュアスポーツの選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用した広告

エ　国土地理院の地図を無断で使用したもの

オ　あたかも本財団が推奨しているような表現のもの

カ　「がん情報サイト」及び財団ウェブサイトの一部であると混同する恐れのある広告

（11）その他前各号に規定のない広告は、当該企業に関する情報を考慮し理事長が判断する。

（広告の規格）

第5条　広告の規格は、原則として次のとおりとする。

（１）　バナー広告原稿サイズ・表示形式、データ容量、ファイル形式

ア　サイズ・表示形式

横 240 ピクセル ×　縦 98 ピクセル

イ　データ容量　　約 50KB 以下
ウ　ファイル型式　GIF ファイル

（２）バナー作成は、ウェブサイト全体との整合性を考慮し、原則として財団側が作成する。

（広告の掲載位置等）
第6条　広告を掲載するページ、掲載位置、各ページの枠数は次のとおりとする。
ア　掲載ページ
がんの分類各ページ
イ　掲載位置
該当ページ、該当位置ごとにこれを定める。
ウ　枠数
該当ページ、該当位置ごとにこれを定める。

（掲載期間）
第7条　広告を掲載する期間は１年単位とする。

（掲載料金）
第8条　掲載料金は、下記のとおりとする。
１枠　100 万円（税込み）

（掲載希望者の募集）
第9条　広告掲載希望者の募集は、「がん情報サイト」ウェブサイト等を通して行うものとする。
（１）募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行なうことが出来るものとする。
（２）募集を行なうにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることが出来るものとする。

（掲載の申し込み）
第10条　「がん情報サイト」への広告掲載希望者は、「公益財団法人先端医療振興財団臨床研究情報センター「がん情報サイト」ウェブサイト バナー広告掲載申込書」（様式第１号）により、郵送、ファクシミリ又は電子メールで申し込むこととする。

（掲載決定等）
第11条　理事長は、第４条の規定に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。
（１）理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、「公益財団法人先端医療振興財団臨床研究情報センター「がん情報サイト」ウェブサイト バナー広告掲載申請結果通知書」（様式第２号）により広告掲載希望者

に通知することとする。

（２）理事長は、広告掲載希望者が、第６条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望年数の多いものを優先することとする。

ア　公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

イ　公共的性格のある私企業等に類するもの

ウ　上記以外の私企業及び自営業

（３）前号の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定することとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条　広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を理事長が指定する期日までに、電子データにて提出するものとする。

但し、広告原稿を財団が準備する場合は、この限りではない。

（広告掲載料の納付）

第13条　広告掲載料は、掲載の決定後、理事長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告内容等の変更）

第14条　理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先ウェブサイトの内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

２　広告主の都合で画像の変更やリンク先の変更を行う場合は、変更希望日の１ヶ月前までに連絡するものとする。

（広告掲載の取り消し）

第15条　理事長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

（１）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

（２）指定する期日までに広告原稿（データ）の提出がないとき

（但し、広告原稿を財団が準備する場合は、この限りではない。）

（３）前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

（４）広告主、バナー広告の内容又はリンク先ウェブサイトの内容等が、各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき、又はこの要綱等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき

（５）その他、「がん情報サイト」への広告掲載が適切でないと判断したとき

（広告掲載の取り下げ）

第16条　広告主は自己の都合により、「がん情報サイト」への広告掲載を取り下げることが

できるものとする。

２　前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は取り下げ希望日の1ヶ月前までに書面により理事長に申し出なければならない。

３　第１項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

（広告掲載料の返還）

第17条　広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還するものとする。

２　前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。

３　第１項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さないものとする。

（広告主の責任等）

第18条　広告主は、広告の内容、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（その他）

第19条　この要綱に定めるものの他、必要な事項については、理事長が定める。

附則

施行：平成 23.4.25

（施行期日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

様式第１号

公益財団法人先端医療振興財団 臨床研究情報センター
「がん情報サイト　PDQ®日本語版」
ウェブサイト バナー広告掲載申込書

平成　　年　　月　　日

公益財団法人 先端医療振興財団 理事長 様

申込者　住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

公益財団法人先端医療振興財団 臨床研究情報センター「がん情報サイト」ウェブサイトバナー広告掲載取扱要綱第９条の規定に基づき、下記のとおりウェブサイトへの広告掲載を申し込みします。

組織名	
所属部署	
担当者	
Tel	
Fax	
E-mail	

掲載希望期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 （備考：期間は随時更新予定）
掲載希望ページ	がんの分類　　（100 万円／枠） □脳神経　□眼　□頭頸部　□呼吸器　□乳腺　□消化管　□肝胆膵 □泌尿器　□婦人科　□皮膚　□骨軟部　□造血器　□AIDs 関連 □胚細胞　□内分泌　□原発不明　□小児　□支持療法と緩和ケア □補完代替医療　□全般
リンク先ＵＲＬ	
広告内容	（バナー広告原稿（画像データ）があれば、添付して下さい。）

様式第２号

公益財団法人先端医療振興財団 臨床研究情報センター
「がん情報サイト　PDQ®日本語版」
ウェブサイト バナー広告掲載申請結果通知書

平成　　年　　月　　日

様

公益財団法人先端医療振興財団
理 事 長　　本 庶　　佑

年　　月　　日付で申込みのありましたバナー広告の掲載について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

１．決 定 区 分
　□　掲載する
　□　掲載しない
　理 由

２．広告掲載料
　金　　円

３．振込先
　三井住友銀行　神戸公務部（支店コード：２１０）
　普通預金　３０４４０２１
　公益財団法人先端医療振興財団（こうえきざいだんほうじんせんたんいりょうしんこうざいだん）

４．納 付 期 限
　　年　　月　　日